



平成28年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイエスエス
代 表 者 名 代表取締役社長 藤木 孝夫
(コード番号:6074)
問 い 合 わ せ 先 常務取締役管理本部長 田原 富夫
T E L 06-6449-6121 (代表)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定し、平成28年6月29日開催予定の第41回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりましたので、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、定款の一部を変更するものであります。

定款変更の主な内容は以下のとおりです。

- (1) 監査等委員会の新たな機関設定並びに監査役及び監査役会の廃止による規定の変更・削除。
- (2) 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規定の新設。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、非業務執行取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第21条の一部を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月29日
定款変更の効力発生日	平成28年6月29日

以 上

定款変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法) 第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②～③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②増員または補欠として選任した取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の責任免除) 第 21 条 (条文省略) ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 22 条～第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および</p>	<p>第 1 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は10名以内とする。</p> <p><u>②当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法) 第 19 条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②増員または補欠として選任した取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>③監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>④任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 21 条 (現行どおり) ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第 22 条～第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>②取締役および監査役<u>の全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p>
<p>(取締役会の決議方法等) 第 25 条 (条文省略)</p>	<p>第 25 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>②当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法等) 第 26 条 (現行どおり)</p> <p>②当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第 26 条 取締役会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 27 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>②取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 28 条 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>②取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等員である者を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p>第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行</p>	<p>(報酬等) 第 30 条 監査等委員である取締役以外の取締役お</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>よび監査等委員である取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、それぞれ</u> <u>区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p><u>(監査役の数)</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p><u>第 30 条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	
<p><u>(監査役を選任方法)</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p><u>第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選</u> <u>任する。</u></p>	
<p><u>②監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p><u>第 32 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終</u> <u>了する事業年度のうち最終のものに関する定時</u> <u>株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>②補欠として選任された監査役の任期は、退任し</u> <u>た監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p><u>第 33 条 当会社は、会社法第426条第1項の</u> <u>規定により、取締役の決議によって、同法第4</u> <u>23条第1項の監査役（監査役であった者を含</u> <u>む。）の責任を法令の限度において免除するこ</u> <u>とができる。</u></p>	
<p><u>②当会社は、会社法第427条第1項の規定によ</u> <u>り、社外監査役との間に同法第423条第1項</u> <u>の賠償責任を限定する契約を締結することが</u> <u>できる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限</u> <u>度額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p><u>第 34 条 当会社は監査役および監査役会を置</u> <u>く。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p><u>第 35 条 監査役会の招集通知は会日の3日前ま</u> <u>でに各監査役に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を</u> <u>短縮することができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 36 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 37 条 監査役会決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を持って行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 38 条 監査役会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録を持って作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 40 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p><u>第 31 条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わること</u> <u>ができる監査等委員の過半数が出席し、その過</u> <u>半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第 35 条 監査等委員会の議事録は、法令に定める</u> <u>ところにより書面または電磁的記録をもって作成</u> <u>し、出席した監査等委員はこれに署名もしくは記名</u> <u>押印し、または電子署名を行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規則)</u> <u>第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令また</u> <u>は本定款のほか、監査等委員会において定める監</u> <u>査等委員会規則による。</u>
第 41 条～第 43 条 (条文省略)	第 37 条～第 39 条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監 査役会の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監 査等委員会の同意を得て定める。
第 45 条～第 49 条 (条文省略)	第 41 条～第 45 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附 則</u>
(新 設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第 1 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規</u> <u>定により、第 4 1 回定時株主総会終結前の行為に</u> <u>関する同法第 4 2 3 条第 1 項に定める監査役で</u> <u>あった者の損害賠償責任を、法令の限度におい</u> <u>て、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
(新 設)	第 2 条 附則第 1 条および本条は平成 3 8 年 6 月 2 9 日をもって削除する。